

令和9年度 短期大学の設置者変更一覧

1. 短期大学の設置者変更：1件

令和8年10月

設置者名【旧】 (所在地)	設置者名【新】 (所在地)	設置者変更する学校	附 帯 事 項	備考
学校法人 健康科学大学 (山梨県都留市)	学校法人 修紅学院 (岩手県一関市)	修紅短期大学 幼児教育学科(50) (岩手県一関市) ※()内の数は入学定員	○諸規程を計画どおりに整備すること。【遵守事項】 ○設置者変更後の学校法人における付随事業の実施に当たっては、寄附行為及び法令等に基づく手続を行った上で実施すること。【遵守事項】 ○新設組織の事務組織として法人事務局に配置する職員は2名であることや設置する短期大学、高等学校、認定こども園に係る事務を兼務する計画であることについて、学校法人に関する業務が追加されることや学生確保に向けた取組を踏まえると、一層の体制の強化が必要であると考えられることから、事務職員の新規採用計画を着実に実施するとともに、事務処理を適切に行うための事務組織を積極的に見直すこと。【遵守事項】 ○新設組織の今後の定員充足の在り方について検討し、定員未充足の不断の改善に努めること。(修紅短期大学幼児教育学科)【遵守事項】 ○新設組織における学生確保の取組について、教職員の実施体制や行動スケジュールなど取組計画を着実に実施すること。【遵守事項】 ○新設組織において定員未充足の状態が継続すると、学校法人の財務状況に大きな影響を与えることから、長期的かつ安定的な学生確保に資するため、新設組織に対する社会的なニーズを客観的な根拠に基づき分析するなどして、戦略的な学生募集活動に取り組むとともに、学生確保の実態を踏まえ、法人運営や教育研究等へ与える顕在的・潜在的なリスクの把握、分析を不断に行い、経営基盤の安定確保に向けた財務計画の見直しや学生確保の取組の改善を機動的に行える態勢を整えること。【遵守事項】 ○少子化の進展に伴う学校法人全体の入学者の減少が想定されることから、学校法人の経営に係る中長期的な見通しや構想の下、具体的な分析根拠に基づく学生確保に努めるとともに、事務の効率化や支出削減策など、詳細な目標数値を盛り込んだ経営計画を策定の上、その着実な実施等により経営基盤の安定確保に取り組むこと。【遵守事項】 ○関係法令の遵守及びガバナンス機能の強化等、短期大学等を設置する学校法人として、理事長をはじめとした構成員が果たすべき役割を十分に認識した上で、法人運営を行うこと。【遵守事項】	※学校法人修紅学院の設立認可を前提に、同法人へ設置者変更する。